

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年12月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500037 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500085 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者に係る A 社の船員保険被保険者記録について、昭和 19 年 4 月 22 日から昭和 20 年 8 月 30 日までの期間を戦時加算の対象期間とし、当該被保険者期間の 1 か月につき 2 か月を加算することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 40 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 19 年 4 月 22 日から昭和 20 年 8 月 30 日まで

B 社が保管する人事記録によると、私の夫は請求期間において「C 丸」に乗船していたことが確認でき、同船舶は「大東亜戦争徴傭船舶行動概見表」により請求期間において危険海域を航行していたことが確認できる。

請求期間の A 社に係る船員保険被保険者期間を戦時加算の対象となる期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

B 社が保管する訂正請求記録の対象者に係る人事記録、大東亜戦争徴傭船舶行動概見表及び船舶原簿から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、D 社 (後の A 社) の所有する「C 丸」に乗り組んでいたものと推認できる。

また、戦時加算に該当する船舶は、船舶所有者からの届出を基に作成された戦時加算該当船舶名簿に記載されることとなっているところ、前述の「C 丸」は当該名簿に記載されていないが、当該船舶に係る船員保険船舶台帳によると、同船舶は、昭和 18 年 * 月 * 日付けで戦時加算に該当していることが確認できる。

さらに、前述の船員保険船舶台帳には戦時加算該当期間の終期が記載されていないことから、戦時加算該当船舶名簿に記載のある D 社が所有する船舶に係る船員保険船舶台帳を確認したところ、そのうち当該台帳に戦時加算該当期間の終期の記載が無い 4 隻については、いずれも戦時加算該当船舶名簿における戦時加算該当期間の終期が昭和 21 年 3 月 31 日となっていることから、「C 丸」についても同様に同日まで戦時加算に該当していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が乗り組んでいた「C 丸」は、請求期間において、戦時加算の該当となる船舶であったことが認められる。

なお、前述の大東亜戦争徴傭船舶行動概見表に記載された発着地名から判断すると、「C 丸」は、瀬戸内海を除く太平洋及びインド洋 (日本海及び渤海を除く。) を航行していたことがうかがえることから、請求期間に係る船員保険被保険者期間については、1 か月につき 2 か月を加算することが妥当である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500202 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500046 号

第 1 結論

昭和 55 年 7 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 7 月から昭和 56 年 3 月

私は、昭和 55 年 5 月か 6 月頃に、昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 6 月までの期間の国民年金保険料が夫婦二人共に未納であるというはがきが A 市役所から届いたので、妻が窓口で領収書を持参し、当該期間を保険料納付済期間に訂正してもらった。また、一年後の昭和 56 年 5 月か 6 月頃には請求期間の国民年金保険料が夫婦二人共に未納であるというはがきが A 市役所から届いたので、前年と同様に妻が窓口で領収書を持参し、当該期間を保険料納付済期間に訂正してもらった。現在の年金記録では、1 回目の訂正は記録に反映しているが、2 回目の訂正は記録に反映されておらず、未納期間となっているので、調査の上、訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者の妻が夫婦二人分の昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 6 月までの期間及び請求期間に係る国民年金保険料を B 金融機関 A 支店で毎月納付していたにもかかわらず、昭和 55 年 5 月か同年 6 月頃及び昭和 56 年 5 月か同年 6 月頃に A 市役所から当該期間分の未納通知が届いたため、同市役所に当該期間の領収書を持参し、国民年金の記録を未納から納付へ訂正してもらったと主張している。

しかしながら、A 市は、請求期間に係る未納通知を郵送していたかについては不明である旨回答している上、請求者の主張するとおり、国民年金の納付記録の訂正処理を当時行ったか否かについては、当該経緯の分かる資料は残っていない旨回答している。

また、A 市の国民年金被保険者名簿を確認したところ、請求者が領収書により訂正されたとする昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 6 月までの期間及び請求期間について、記録が遡って訂正された等の不自然な事跡は見当たらない上、請求期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500203 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500047 号

第 1 結論

昭和 55 年 7 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 7 月から昭和 56 年 3 月

私は、昭和 55 年 5 月か 6 月頃に、昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 6 月までの期間の国民年金保険料が夫婦二人共に未納であるというはがきが A 市役所から届いたので、私が窓口で領収書を持参し、当該期間を保険料納付済期間に訂正してもらった。また、一年後の昭和 56 年 5 月か 6 月頃には請求期間の国民年金保険料が夫婦二人共に未納であるというはがきが A 市役所から届いたので、前年と同様に私が窓口で領収書を持参し、当該期間を保険料納付済期間に訂正してもらった。現在の年金記録では、1 回目の訂正は記録に反映しているが、2 回目の訂正は記録に反映されておらず、未納期間となっているので、調査の上、訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、自身が夫婦二人分の昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 6 月までの期間及び請求期間に係る国民年金保険料を B 金融機関 A 支店で毎月納付していたにもかかわらず、昭和 55 年 5 月か同年 6 月頃及び昭和 56 年 5 月か同年 6 月頃に A 市役所から当該期間分の未納通知が届いたため、同市役所に当該期間の領収書を持参し、国民年金の記録を未納から納付へ訂正してもらったと主張している。

しかしながら、A 市は、請求期間に係る未納通知を郵送していたかについては不明である旨回答している上、請求者の主張するとおり、国民年金の納付記録の訂正処理を当時行ったか否かについては、当該経緯の分かる資料は残っていない旨回答している。

また、A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳を確認したところ、請求者が領収書により訂正されたとする昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 6 月までの期間及び請求期間について、記録が遡って訂正された等の不自然な事跡は見当たらない上、請求期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500210 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500084 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 4 月 9 日から昭和 55 年 4 月 7 日まで
ねんきん定期便に、A 事業所での年金記録が記載されていなかったため、同事業所に問い合わせたところ、私の履歴が確認できたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所が提出した請求者に係る履歴書及び同事業所の事務担当者の陳述によると、請求者が請求期間のうち昭和 54 年 4 月 9 日から昭和 55 年 3 月 31 日までの間において、B 職として採用されていたことが確認できる上、同事業所は、請求期間当時 B 職については、全員社会保険への加入が義務付けられていた旨回答している。

しかしながら、A 事業所は、請求期間において、請求者に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届及び資格喪失届を提出していたかは不明と回答している上、請求期間に請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかについても、請求期間当時の関係資料が保管されていないため不明と回答している。

また、A 事業所は、昭和 51 年度から昭和 57 年度までの期間において、雇用期間が 2 か月以上ある B 職を 12 人採用したと回答しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、当該期間における同事業所の厚生年金保険被保険者数は 7 人であることが確認できることから、同事業所は、請求期間当時、必ずしも全ての B 職を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。